

長岡市建設工事請負基準約款（平成23年長岡市告示第98号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(部分払)</p> <p>第38条 受注者は、請負金額が300万円以上であり、かつ、工期が60日以上である場合においては、工事の完成前に出来形部分<u>並び</u><u>に</u>工事現場に搬入済みの工事材料等<u>及び</u><u>製造工場等にある工場製品</u>（設計図書で部分払の対象として指定した<u>もの</u>であって、第14条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限る。以下「部分払指定工事材料等」という。）に相応する請負金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第5項までの規定に定めるところにより部分払を請求することができる。この場合において、部分払をする回数、部分払をする最低金額及び部分払の額の算出方法並びに継続工事に係るこの条の適用については、別表の定めるところによる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(部分払)</p> <p>第38条 受注者は、請負金額が300万円以上であり、かつ、工期が60日以上である場合においては、工事の完成前に出来形部分<u>及び</u>工事現場に搬入済みの工事材料等（設計図書で部分払の対象として指定した<u>工事材料等</u>であって、第14条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限る。以下「部分払指定工事材料等」という。）に相応する請負金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第5項までの規定に定めるところにより部分払を請求することができる。この場合において、部分払をする回数、部分払をする最低金額及び部分払の額の算出方法並びに継続工事に係るこの条の適用については、別表の定めるところによる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p>